

ご存知
ですか？

児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当制度

支給対象の該当要件や申請に必要な書類などについて詳しくは児童保育課児童福祉係までお問合せください。

[児童保育課児童福祉係(瀬棚保育所内) ☎7-3164 担当:須藤]

児童手当

支給対象

義務教育就学前の児童を養育している方に支給されます。



支給額(月額)

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円



支払時期

原則、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支払われます。

支給を受けるには？

支給を受けようとする方は役場に申請書類を提出し、町から受給資格の認定を受ける必要があります。

子供が生まれたり、ほかの市町村から転入した場合は必ず申請をお願いします。

申請は、出生届や転入届の提出の際にあわせて役場窓口(戸籍年金係)で行なうことができます。前年の所得が一定額以上の場合には支給対象とならないことがあります。

児童扶養手当

支給対象

父と生計を同じくしていない児童を監護する母 [例]:離婚をして児童を養育している女性の方

父と生計を同じくせずかつ母が監護しない児童を監護する養育者 [例]:両親に死別して児童を養育する祖父母の方、未婚の母の方などに支給されます。(児童が18歳に達する日の属する年度末まで支給)

支給額(月額)

児童が1人の場合 最高「42,000円」(支給対象者の所得により減額されます。)

児童が2人の場合 最高「47,000円」(支給対象者の所得により減額されます。)

支払時期

原則、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支払われます。

支給を受けるには？

支給を受けようとする方は役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当の額の認定を受ける必要があります。



特別児童扶養手当

支給対象

障害児の父若しくは母が障害児を監護するとき、又は父母以外の者が障害児を養育するときに、その父若しくは母または養育者に支給されます。(障害児が20歳に達する日の属する年度末まで支給)



支給額(月額)

児童1人当たり「51,100円」または「34,030円」(障害の程度により異なります)



支払時期

原則、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支払われます。

支給を受けるには？

支給を受けようとする方は役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当の額の認定を受ける必要があります。



障害者割引制度についてのお知らせ

携帯電話基本使用料などの割引について

携帯電話会社各社が次のとおり基本利用料などの割引を開始していますのでお知らせします。

割引サービスを開始している携帯電話会社

(株)NTTドコモ北海道
KDDI(株)
ポータフォン(株)
(株)ソーカーセルラー東京
(株)ソーカーホン関西
(株)ソーカーセルラー東海

●割引の対象となる方
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

●割引の内容・申込みなど
各携帯電話会社により割引内容が異なりますので、詳しくは携帯電話取扱店にお問い合わせください。



有料道路(高速道路など)の割引について

障害者などが有料道路を通行する際に、より一層の利便性を向上する観点から、次のとおり割引制度が改正され、平成15年12月1日から開始されましたので、お知らせいたします。

●改正前は…
有料道路の料金所で、身体障害者手帳の提示と合わせ割引証の提出が必要でした。

●改正後は…
有料道路の料金所で、手帳

の記載事項の確認のみで割引を受けられます。(平成15年12月1日から適用開始です。)

ETCノンストップ走行時の割引適用について

このたびの改正に合わせ、ETCノンストップ走行時にも割引を適用します。(平成16年1月20日から適用開始です)

ETCとは
有料道路の料金所ゲートに設置したアンテナと、自動車に装着した車載器との間で無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行い、料金所をノンストップで通行することが可能なシステムです。

詳しい内容については保健福祉課福祉係(保健センター内)☎7-3990までお問い合わせください。

【担当・保健福祉課 浜口】

●手続き方法
現在、交付されている割引証での通行は、平成16年5月31日までとなりますので、新たに手続きが必要となります。現在割引証の交付を受けている方については後日、手続方法について個人あてにご案内いたします。

除排雪サービスの受付をしています

自力で除排雪が困難な高齢者や障害者などの世帯に対して、除排雪サービスを実施(高齢者事業団へ委託)しますので、希望される方は下記へお申し込みください。

お申し込み先

高齢者事業団

☎ 7-2781

保健福祉課福祉係
(保健センター内)

☎ 7-3990